

組合員が在職中に初診日のある傷病により、働いたり日常生活を送ったりする上で困難が生じるような障害の状態になったときに請求することができる年金です。

平成27年10月以降は、在職中でも受給できます（経過的職域加算部分は除く）。

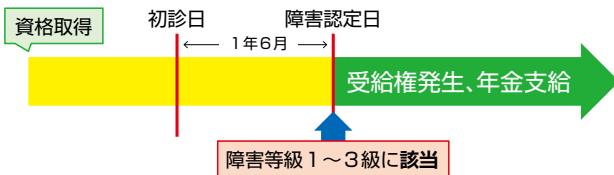
※障害厚生年金の受給にあたり、同一事由の傷病手当金の支給を受ける場合は、傷病手当金の支給額が調整されます。

支給要件

次の(1)～(3)の要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 初診日(※1)において組合員であること
- (2) 保険料納付要件(※2)を満たしていること
- (3) 障害認定日(※3)、又は事後重症認定で、1級～3級の障害等級(※4)に該当する障がい状態にあること

要件に該当しそうな場合は支部に問い合わせてね!



- ※1「初診日」：傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日
- ※2 ①又は②の要件が必要です
① 初診日のある月の前々月までに、保険料が納付または免除されている期間が3分の2以上あること
② 初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと
- ※3「障害認定日」：原則、初診日から起算して1年6月を経過した日
>> **特例症例**の場合は以下のとおり
- ※4「障害等級」：厚生年金保険法に定める等級。障害者手帳等の等級とは異なります。

事後重症制度

傷病によっては、徐々に病状が進行していくものがあります。

その傷病の障害認定日で障害等級1～3級には該当していなくても、その後、65歳に達する日の前日までに障害等級1～3級に該当する障がい状態と認定されたときは、障害厚生年金を請求できます。ただし、老齢基礎年金を繰上げて受給している場合は、請求できません。



65歳に達する日までに申請が必要なんだね!



特例症例とは

以下の特例症例に該当する場合は、各定められた日が障害認定日になります。ただし、初診日から1年6月経過後の場合は、初診日から1年6月を経過した日が障害認定日となります。

① 上肢・下肢を切断・離断した	⑦ 在宅酸素療法を開始した
② 人工骨頭・人工関節を挿入、置換した	⑧ 脳血管疾患による機能障害となった(※)
③ 心臓ペースメーカー、植え込み型の除細動器(ICD)又は人工弁を装着した	⑨ 心臓移植、人工心臓、補助人工心臓を装着した
④ 人工透析療法を施行した	⑩ CRT(心臓再同期医療機器)、CRT-D(除細動器機能付き心臓再同期医療機器)を装着した
⑤-1 人工肛門を造設、尿路変更術を施行した	⑪ 人工血管(ステントグラフト含む)を挿入、置換した(※)
⑤-2 新膀胱を造設した	⑫ 遷延性植物状態であるもの
⑥ 咽頭を全摘出した	

(※) ⑧について：医学的観点から、それ以上の機能回復がほとんど望めないと認められる場合等

⑪について：胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤によるもの

